



伊藤忠食品株式会社

証券コード 2692

第107期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年6月19日（木曜日）
午前10時30分

開催
場所

大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所
7階国際会議ホール

※ 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

決議
事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からご覧
いただけます。
<https://s.srdb.jp/2692/>



株主の皆さまへ



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
中期経営計画「Transform 2025～創造と循環～」の2年目となる2024年度は、単年度副題に“Catch the Market”を掲げました。より強くマーケットインを意識し、消費者起点でのビジネス推進に取り組むとともに、より盤石な営業・経営基盤の構築に邁進してまいりました。

事業を取り巻く環境変化に激しさが増す中、每期着実に計画を達成し、6期連続で増益となりました。今後も「健康で豊かな食生活創り」を通じて消費者と社会に貢献するため、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

また、食品流通事業者として、安心・安全な食の安定供給の責務を果たすとともに、「社会的価値」と「経済的価値」の両立を実現すべく、事業活動を通じた社会課題の解決に継続して取り組み、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

さて、当社第107期定時株主総会を2025年6月19日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆さまには、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役社長
社長執行役員

岡本 均

社是

当社は堅実を旨とし、驕ることなく、常に誠実をもって
取引先に接し、信義を重んじ、和の精神に則り、
社業の発展にたゆまざる努力をすること

企業理念

常に時代の変化と要請を先取りし、健康で豊かな食生活創りを通じて
消費者と社会に貢献します

(証券コード2692)
2025年6月4日
(電子提供措置の開始日 2025年5月28日)

株 主 各 位

大阪市中央区城見二丁目2番22号
伊藤忠食品株式会社
代表取締役社長 岡本 均

第107期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第107期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第107期定時株主総会招集通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.itochu-shokuhin.com/ir/notice.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://s.srdb.jp/2692/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスし、「銘柄名（会社名）」に「伊藤忠食品」または「コード」に当社の証券コード「2692」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によりましても議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月18日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

日 時 2025年6月19日（木曜日）午前10時30分

場 所 大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 7階国際会議ホール（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

目 的 事 項 **報告事項** 1. 第107期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第107期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 **第1号議案 剰余金の処分の件**
第2号議案 取締役7名選任の件

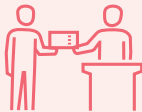
以 上

-
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 書面交付請求をされていない株主さまには、利便性に鑑み、お手元でも決議事項の要点をご確認いただけるよう、電子提供措置事項のうち、株主総会参考書類等もあわせてご送付しております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、2頁に記載の各ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 今後株主総会の運営に変更等が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月19日(木曜日)
午前10時30分

書面の郵送



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月18日(水曜日)
午後5時30分到着分まで

インターネット



パソコンまたはスマートフォンから、次の議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト▶
<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2025年6月18日(水曜日)
午後5時30分まで

インターネット等による議決権行使についての注意事項

複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(1) インターネット等での議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎0120(652)031 (受付時間9:00~21:00)

(2) 上記(1)以外のご照会(住所・株式数など)は、下記にお問い合わせください。

① 証券会社に口座をお持ちの株主さま

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主さま(特別口座をお持ちの株主さま)

三井住友信託銀行 証券代行部 ☎0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

機関投資家の皆さまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトからご行使ください。

行使期限

2025年6月18日（水曜日）午後5時30分まで

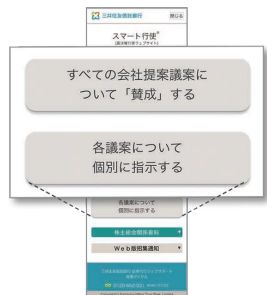
スマートフォンをご利用の方 （「スマート行使」のご案内）

「議決権行使コード」、「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1. 同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ります。



2. 画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権再行使のお手続き方法について

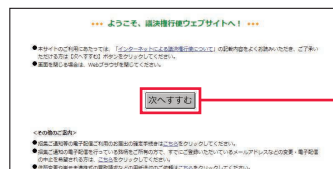
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。
- パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて
 - ・ パスワードはご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。大切に取扱ってください。
 - ・ パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 - ・ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。

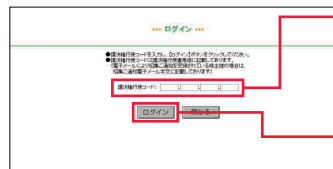
パソコンをご利用の方

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

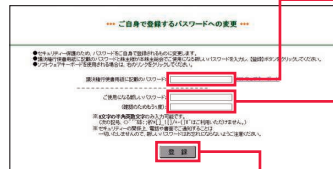
1. 議決権行使ウェブサイトにアクセス



2. ログイン



3. パスワードの入力



4. 画面の案内に従って賛否をご入力ください。

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営における重要政策と認識しております。

配当金につきましては、安定的かつ長期的に継続して株主還元の充実を図ることが重要であると認識しており、現中期経営計画期間中においては、利益伸長に応じて増配していく累進配当を実施しております。

当期の期末配当金につきましては、基礎収益力の着実な拡大を踏まえ、前期末に比べ1株当たり20円増配の80円とさせていただきますと存じます。これにより、中間配当金60円を加えた当期の年間配当金は、前期に比べ1株当たり30円増配の140円となります。

なお、内部留保資金につきましては、さらなる企業価値の向上に向けた、物流機能、情報システム関連及び人材への基盤投資ならびに重点分野である情報、商品開発及び物流領域への成長投資に充当してまいります。

つきましては、以下のとおり第107期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭

2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり
80円

総 額 1,014,952,720円

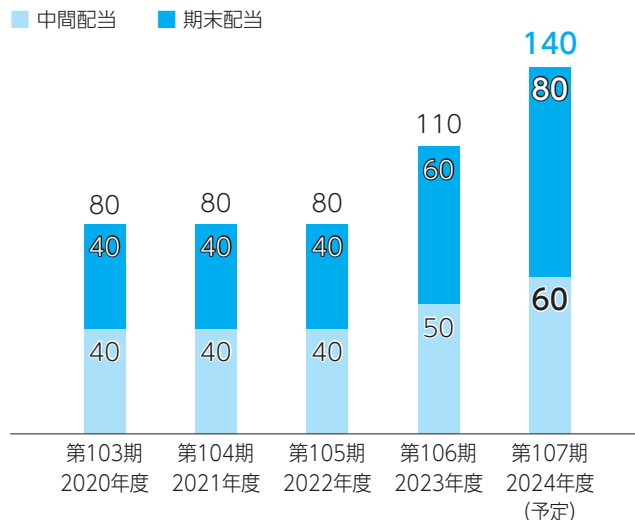
なお、中間配当金として60円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり140円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月20日

ご参考 1株当たり年間配当金の推移

(単位：円)



2. その他の剰余金の処分に関する事項

1 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 6,800,000,000円

2 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 6,800,000,000円

第2号議案

取締役7名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、より機動的な経営体制を構築し、当社の持続的な企業価値の向上を図るため、取締役を2名減員し、社外取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。
なお、取締役候補者は、独立社外役員3名を含む5名の委員で構成されるガバナンス委員会にて審議し、取締役会において決定しております。
取締役候補者の氏名、略歴などは次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	性別	現在の当社における地位及び担当	当事業年度における 取締役会への 出席状況（出席率）
1	再任	おかもと 岡本 ひとし 均	男性	代表取締役社長 社長執行役員	13回中13回出席 （100%）
2	再任	ふくしま 福嶋 よしひろ 義弘	男性	取締役専務執行役員 管理統括部門部門長 (兼)コンプライアンス担当(兼)サステナビリティ担当	13回中13回出席 （100%）
3	再任	うおずみ 魚住 なおゆき 直之	男性	取締役専務執行役員 営業統括部門部門長	13回中12回出席 （92%）
4	再任	なかむら 中村 ひろゆき 洋幸	男性	取締役	13回中12回出席 （92%）
5	再任	みやさか 宮坂 やすゆき 泰行	男性	取締役	13回中13回出席 （100%）
6	再任	おくだ 奥田 たかこ 高子	女性	取締役	13回中13回出席 （100%）
7	再任	ちゅうじょう 中条 かおる 薫	女性	取締役	13回中13回出席 （100%）

(注) 上記の取締役会の開催回数には、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を含んでおりません。

候補者番号

1

おかもと
岡本ひとし
均

(1956年6月14日生)

再任

● 所有する当社の株式数
1,000株

略歴、当社における地位及び担当

1980年4月	伊藤忠商事株式会社 入社	2014年4月	同社 代表取締役専務執行役員 繊維カンパニープレジデント
2007年4月	同社 ファッションアパレル 部門長代行(兼)ファッション アパレル第一部長	2015年4月	同社 代表取締役専務執行役員 CSO
2008年4月	同社 執行役員 ファッションアパレル部門長	2016年4月	同社 代表取締役専務執行役員 CSO・CIO
2010年4月	同社 常務執行役員 繊維カンパニープレジデント	2018年4月	当社 社長執行役員
2010年6月	同社 代表取締役常務執行役員 繊維カンパニープレジデント	2018年6月	当社 代表取締役社長 社長執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

岡本均氏は、企業経営者として豊富な経験、高い倫理観及び多様な経営課題に対処できる資質を有しております。代表取締役社長として、卓越したリーダーシップにより経営をリードし、優れた経営手腕と的確な意思決定力をもって、中期経営計画を着実に推し進めております。これらのことから当社の持続的な企業価値の向上のけん引役として適任であると判断し、同氏を取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

ふくしま
福嶋よしひろ
義弘

(1962年11月23日生)

再任

● 所有する当社の株式数
500株

略歴、当社における地位及び担当

1985年4月	伊藤忠商事株式会社 入社	2021年6月	当社 取締役執行役員 商品本部本部長代行
2008年4月	コンパースソフトウェア株式会社 (現コンパースジャパン株式 社) 代表取締役社長	2022年4月	当社 取締役常務執行役員 営業統括部門部門長代行(兼)商品 本部本部長(兼)リテール本部本部 長
2013年9月	コンパースアパレル株式会社 代表取締役社長	2023年4月	当社 取締役常務執行役員 営業統括部門部門長代行(兼)商品 本部本部長(兼)ダイバーシティ推 進室室長
2015年4月	伊藤忠商事株式会社 欧州総支配 人補佐経営企画担当 (ロンドン 駐在)	2025年4月	当社 取締役専務執行役員 管理統括部門部門長(兼)コンプラ イアンス担当(兼)サステナビリテ ィ担当 (現任)
2017年4月	同社 執行役員 ブランドマーケティング第二部門長		
2020年4月	当社 執行役員 商品本部本部長代行		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

福嶋義弘氏は、2021年6月に当社取締役に就任して以来、取引先との強固な関係構築及び営業力の強化等当社の収益力向上に貢献するとともにダイバーシティのさらなる推進等に寄与しております。また、伊藤忠商事株式会社においては、執行役員ならびに同社子会社の代表取締役社長を務めるなど、経営に関する高い見識を有しており、本年4月より経営を支える管理統括部門の責任者として適切に職責を果たしております。これらのことから当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

うおずみ
魚住

なおよき
直之

(1962年8月31日生)

再任

● 所有する当社の株式数
2,100株



略歴、当社における地位及び担当

1985年4月	当社 入社	2020年4月	当社 執行役員 経営統括部門部門長(兼)C S R 担当
2007年4月	当社 西日本営業本部営業第四部部長	2021年4月	当社 常務執行役員 経営統括部門部門長(兼)C S R 担当(兼)ダイバーシティ推進室室長
2011年4月	当社 西日本営業本部九州・中国支店支店長	2022年6月	当社 取締役常務執行役員 営業統括部門部門長代行(兼)ダイバーシティ推進室室長
2012年4月	当社 西日本営業本部副本部長(兼)九州支店支店長	2023年4月	当社 取締役常務執行役員 営業統括部門部門長
2014年4月	当社 西日本営業本部副本部長(兼)生協事業部部長	2025年4月	当社 取締役専務執行役員 営業統括部門部門長 (現任)
2015年6月	当社 執行役員 西日本営業本部副本部長(兼)生協事業部部長		

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

魚住直之氏は、食品流通業界における多様な業務経験と幅広い知見を有し、当社の営業部門の責任者として経営の一翼を担っております。営業推進体制の強化ならびに重点分野を中心とした新たな収益源の確保など当社の着実な利益成長に尽力するとともに、各部門の有機的な連携に寄与し、当社の成長基盤構築に貢献しております。これらのことから当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

なかむら
中村

ひろゆき
洋幸

(1965年8月28日生)

再任

● 所有する当社の株式数
—



略歴、当社における地位及び担当

1990年4月	伊藤忠商事株式会社 入社	2019年4月	同社 取締役常務執行役員商品統括・マーケティング管掌
2004年4月	同社 食品流通部門食品流通戦略室長	2021年4月	伊藤忠商事株式会社 食品流通部門長代行
2005年4月	株式会社リーテイル・ネット 代表取締役社長	2023年4月	同社 食品流通部門長
2011年4月	伊藤忠商事株式会社 食品流通部長代行	2023年6月	当社 取締役 (現任)
2013年4月	上海中金 董事(兼)総経理	2024年4月	伊藤忠商事株式会社 執行役員 食品流通部門長 (現任)
2018年4月	株式会社日本アクセス 執行役員 総合企画管掌		

重要な兼職の状況

伊藤忠商事株式会社 執行役員食品流通部門長
株式会社日本アクセス 取締役 (非常勤)

コンフェックスホールディングス株式会社 監査役 (非常勤)

取締役候補者とした理由

中村洋幸氏は、伊藤忠商事株式会社において、執行役員食品流通部門長を務められ、食品流通業界における幅広い見識と多様な経験を有しております。また、2023年6月より当社取締役として、経営に関する的確な助言を行うなど、取締役会の適正な意思決定の確保ならびに業務執行に対する監督等の職務を適切に遂行しております。これらのことから当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

みやさか

宮坂

やすゆき

泰行

(1952年4月1日生)

社外取締役

再任

独立役員

● 所有する当社の株式数

—



略歴、当社における地位及び担当

1975年11月	等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ） 入所	2017年6月	同法人 退所
1980年3月	公認会計士登録	2017年7月	宮坂泰行公認会計士事務所 所長（現任）
1990年6月	同法人 パートナー	2018年6月	当社 取締役（現任）
2010年10月	同法人 リスク管理・審査室（IFRS）長		

重要な兼職の状況

宮坂泰行公認会計士事務所 所長
株式会社レゾナック・ホールディングス 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

宮坂泰行氏は、企業財務及び会計に関する高度な専門性と幅広い見識を有しております。2018年6月より当社社外取締役として、主に公認会計士としての専門的知見等から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための的確な助言ならびに業務執行に対する適切な監督を行っております。また、ガバナンス委員会の委員としても積極的な意見や提言を行うなど、取締役会の監督機能の強化に貢献しております。今後とも知見を活かし、的確な助言及び適切な監督を行っていただくことが期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。

独立役員に関する事項

当社は、宮坂泰行氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

候補者番号	6	おくだ たかこ 奥田 高子 (1956年5月7日生)	社外取締役 再任	● 所有する当社の株式数 —
-------	---	-------------------------------	-------------	-------------------



略歴、当社における地位及び担当

1979年4月	サントリー株式会社 入社	2014年7月	同社 カスタマーサービス・カンパニーCS推進室長
2000年4月	同社 ワイン事業部課長	2016年4月	東京電力エナジーパートナー株式会社 CS推進室長
2003年4月	同社 お客様コミュニケーション部東京お客様センター課長	2018年4月	同社 CX推進担当（囑託）
2005年9月	東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）入社	2019年6月	当社 取締役（現任）
	同社 販売営業本部営業部くらしのラボグループマネジャー		
2008年7月	同社 販売営業本部営業部部長（兼くらしのラボグループマネジャー）		

重要な兼職の状況

株式会社エムティーアイ 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

奥田高子氏は、酒類等の商品開発及びマーケティングに知見を有する他、長年にわたり顧客満足度及びステークホルダーの信頼性向上に寄与する業務に従事するなど幅広い経験を有しております。2019年6月に当社社外取締役に就任以来、多様な視点から取締役会の議論の活性化及び適正な意思決定の確保等に寄与するとともに業務執行に対する適切な監督を行っております。また、当社のダイバーシティ推進やサステナビリティへの取り組み等への助言を行うなど適切に役割を果たしております。社外取締役または社外監査役となること以外に会社経営に直接関与された経験はありませんが、引き続き多様な助言・監督を期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を社外取締役候補者いたしました。

独立役員に関する事項

当社は、奥田高子氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

候補者番号

7

ちゅうじょう

中条

かおる

薫

(1960年11月15日生)

社外取締役

再任

独立役員

● 所有する当社の株式数

—



略歴、当社における地位及び担当

1983年4月	富士通株式会社 入社	2016年2月	同社 ユビキタスIoT事業本部 本部長代理
2000年3月	株式会社富士通米国研究所 IP Networking Research Senior Researcher	2017年4月	同社 AIサービス事業本部本部長
2009年12月	富士通株式会社 モバイルフォン 事業本部先行開発統括部統括部 長	2019年7月	同社 ソフトウェア事業本部エグ ゼクティブディレクターAIア ライアンス担当
2013年6月	同社 ユビキタスビジネス戦略本 部先進開発統括部統括部長	2020年12月	株式会社SoW Insight 設立 代表取締役社長（現任）
		2021年6月	当社 取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社SoW Insight 代表取締役社長
 フォスター電機株式会社 社外取締役
 UBE三菱セメント株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中条薫氏は、富士通株式会社においてモバイル、AI及びIoT事業などの責任者を務め、現在もAI等の新技術に関する連携団体に参画するなど、IT分野に豊富な知見を有しております。また、経営者として、ダイバーシティ推進等のコンサルティング事業を展開しております。2021年6月より当社社外取締役として、客観的かつ実践的な視点で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言ならびに業務執行に対する適切な監督を行っております。また、ガバナンス委員会の委員として、積極的な意見・提言を行うとともに、当社のダイバーシティ推進ならびにDX推進等において有益な提言をいただくなど適切に役割を果たしております。今後とも的確な助言及び適切な監督を行っていただくことが期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を社外取締役候補者いたしました。

独立役員に関する事項

当社は、中条薫氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 宮坂泰行氏、奥田高子氏及び中条薫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 宮坂泰行氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
4. 奥田高子氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 中条薫氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 岡本均氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありました。
同社における過去10年間の業務執行者としての地位及び担当は、8頁の略歴に記載のとおりであります。
7. 福嶋義弘氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありました。
同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去10年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、8頁の略歴に記載のとおりであります。
8. 中村洋幸氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。
同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去10年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、9頁の略歴に記載のとおりであります。
9. 責任限定契約の内容の概要について
当社は、中村洋幸氏、宮坂泰行氏、奥田高子氏及び中条薫氏と会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本総会において各氏が再任された場合には、当該契約は継続となります。
10. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要について
当社は、取締役を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案が承認されたのちの経営体制

取締役会・監査役会全体として多様性・実効性を確保し、当社の持続的な企業価値向上に努めてまいります。

	氏名	性別		当社が期待する知見・経験							
				経営全般・経営戦略	営業・マーケティング	財務・会計	法務・リスクマネジメント	人材育成・ダイバーシティ	ESG・サステナビリティ	ガバナンス・内部統制	ICT(情報通信技術)・物流
取締役	岡本 均	男性		●	○	○	○	○	○	○	○
	福嶋 義弘	男性		○	●	●	○	●	●	○	○
	魚住 直之	男性		○	●		○	●	●	○	●
	中村 洋幸	男性			●		○			○	
	宮坂 泰行	男性	社外 独立	○		●	○			●	
	奥田 高子	女性	社外 独立		○		○	●	●	○	
	中条 薫	女性	社外 独立	○			○	●	●	●	●
監査役	長島 秀昭	男性				○	●			○	
	清家 隆太	男性				○	●			○	
	増岡 研介	男性	社外 独立				●			●	
	山岡信一郎	男性	社外 独立			●	●			●	

(注)1. 上記一覧表は、取締役（候補者）及び監査役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

2. ●は特に期待する知見・経験を指します。

取締役会構成

社外比率 42.9%



監査役会構成

社外比率 50%



ガバナンス委員会構成

社外比率 60%



独立社外取締役（男性）
 独立社外取締役（女性）
 独立社外監査役（男性）

ご参考

社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」という。）の独立性を客観的に判断するため、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、以下のとおり社外役員の独立性の基準を定め、社外役員が以下のいずれの項目にも該当しないことを独立性の判断基準としております。

1. 当社（当社連結子会社を含む。以下同じ。）の主要な取引先である者（当該取引先が法人である場合には当該法人の業務執行者）。
2. 当社を主要な取引先とする者（当該取引先が法人である場合には当該法人の業務執行者）。
3. 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者であった者）。
4. 当社が主要株主である法人の業務執行者。
5. 当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等。
6. 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者（当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の業務執行者）。
7. 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の法人の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の法人の業務執行者。
8. 当社の取締役、監査役、執行役員及びその他の重要な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族。
9. 過去10年間に於いて、上記第1項から第8項までのいずれかに該当していた者。
10. 前各項の定めにかかわらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると合理的に判断される事由が認められる者。

- （注）1. 第1項の「当社の主要な取引先である者」とは、過去5年間のいずれかの事業年度において、当社の連結売上高の2%以上を占める者をいう。
2. 第2項の「当社を主要な取引先とする者」とは、過去5年間のいずれかの事業年度において、当該取引先の連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者をいう。なお、連結決算を実施していない場合は、単体売上高を基準とする。
3. 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他使用人等をいう。
4. 「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者または保有する法人をいう。
5. 「一定額」とは、年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益をいう。

以 上

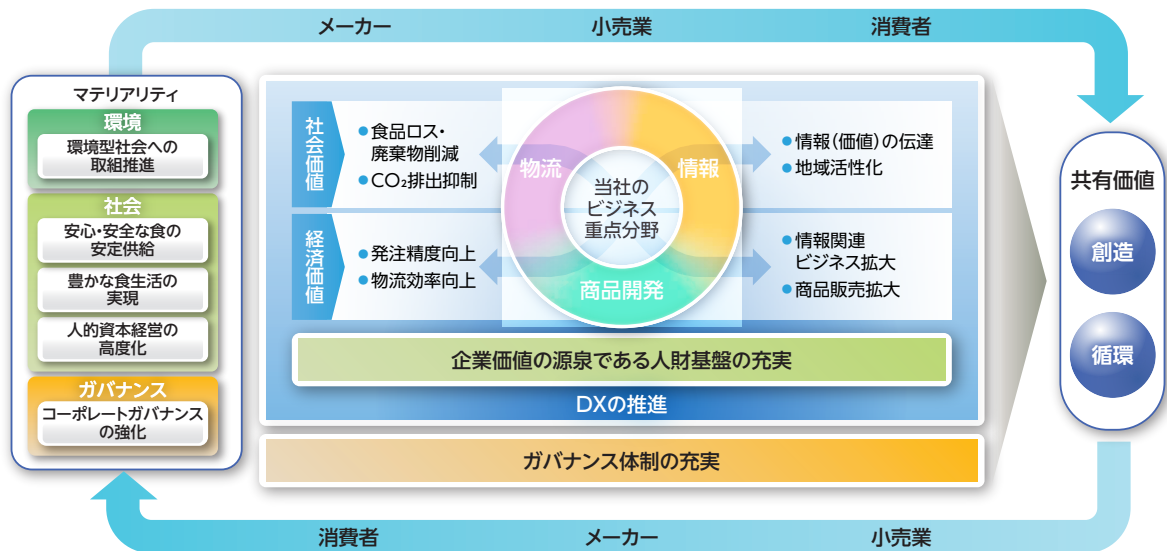
〈ご参考〉中期経営計画「Transform 2025～創造と循環～」 “Catch the Market Phase 2”

2023年度からスタートした中期経営計画「Transform 2025～創造と循環～」においては、「食を中心とする領域での共有価値の創造と循環～社会的価値と経済的価値の両立～」を目指す姿に掲げ、サプライチェーン内で「共有価値」を創造し、循環させることで持続的な成長を目指しております。

中期経営計画の最終年度となる2025年度は、中期経営計画の目指す姿である「創造と循環」の達成に向け、単年度副題を“**Catch the Market Phase 2**”といたしました。これは単なる続編ではなく、市場を捉える力を「当たり前」にし、競争力へと転換していくための最終フェーズとして、未来への強固な土台を築いてまいります。

目指す姿

食を中心とする領域での共有価値の創造と循環 ～社会的価値と経済的価値の両立～



〈ご参考〉中期経営計画「Transform 2025～創造と循環～」重点3分野の進捗

情報

「情報」においては、小売店の店頭を設置するデジタルサイネージを活用して魅力ある売場づくりのサポートを推進しております。日本全国で100以上のチェーンストアに導入いただいており、設置台数は2024年10月末に1万台を突破いたしました。

2024年度は、デジタルサイネージ上に表示されるQRコードから応募できる各種キャンペーンの認知が広がり、キャンペーンの応募数、対象商品の購買実績ともに着実に増加しました。また、デジタルサイネージ上の告知だけでなく、レシートにもキャンペーンを印刷して告知するなど、小売業との新たな取り組みもスタートしております。

2025年度も引き続き豊かな顧客体験につながる魅力ある売り場づくりと、消費者に支持される販売促進の実施をサポートしてまいります。



QRコードを活用したキャンペーンイメージ



五島軒北海道
ブリュレチーズケーキ



patisserie KIHACHI監修
6種のフルーツケーキ



凍眠フルーツ
長野県産ナガノパープル



凍眠フルーツ
山形県産ミックスフルーツ

「商品開発」においては、多様化する消費者の幅広いニーズを充足する商品の拡充を進めており、惣菜や冷凍食品カテゴリーを中心に開発を行っております。

2024年度は、有名ブランド・レストラン監修ケーキの「五島軒北海道ブリュレチーズケーキ」や「patisserie KIHACHI監修 6種のフルーツケーキ」などを、需要が高まっている食べきりサイズにリニューアルしたことで採用が拡大いたしました。

また、国産のブランドフルーツを旬の時期に凍結させた「凍眠フルーツ」シリーズでは、「山形県産さくらんぼ（佐藤錦）」などの既存商品に加え、「長野県産ナガノパープル」、「山形県産ミックスフルーツ」の2品を発売いたしました。冷凍フルーツの市場が伸びているなか、国産のブランドフルーツを旬の時期に限らずいつでも楽しむことができ、売場の活性化にもつながることから、採用が拡大しております。

加えて、小売業の差別化につながるP B（プライベートブランド）商品や特定の小売業限定の留型商品の開発サポートにも積極的に取り組んでおります。

今後も消費者の様々なニーズを充足させる商品開発を進めてまいります。

商品開発

「物流」においては、トラックの積載効率改善やドライバーの労働負荷軽減等の課題解決に向けて、食品流通業界全体で取り組みを進めております。また、デジタル技術の活用による庫内作業のデータ化と分析を推進するなど、サプライチェーン全体の効率化を目指し、各種取り組みを推進しております。

2024年度には、当社東扇島物流センターにおいて、日本パレットレンタル(株)の納品伝票電子化システムDD Plusを活用し、メーカーから卸・小売のセンターへ商品を納品する際に紙で運用されている納品伝票の電子化のパイロット運用を実施いたしました。その結果、関連する各種作業の軽減や、紙の印刷枚数、帳票の保管・廃棄費用の削減など、作業効率化ならびに費用の削減につながる効果を確認することができました。

今後は業界での標準化を目指し、将来的には検品レス等さらなる取り組みの深化を行うことで、「物流2024年問題」の課題解決につなげてまいります。



納品伝票の電子化のパイロット運用のイメージ図

【納品伝票の電子化により得られた結果】

- ①紙の納品伝票発行作業・印刷枚数を最大約75%削減
- ②入荷データ作成業務を最大約50%削減
- ③入荷商品検品後の受領書発行不要
- ④ドライバーは検品後即時退場が可能
- ⑤受領書の保管スペース・廃棄費用の削減

〈ご参考〉当期の主なトピックス

韓国ウイスキー「キウォン」 ワールド・ウイスキー・アワード受賞

当社は2024年9月より韓国初のシングルモルトウイスキー蒸留所「キウォンウイスキーディスティラリー」が製造する「キウォン」などの取り扱いを開始いたしました。「キウォン」は最大60度もある夏と冬の気温の寒暖差がもたらす圧搾効果により短い期間で製造可能な高品質ウイスキーです。

この度2025年2月にTheDrinksReport.com主催の「ワールド・ウイスキー・アワード (World Whiskies Awards 2025)」にて「キウォン バッチ6ペドロヒメネス」が銀賞を受賞いたしました。また、英国パラグラフ・パブリッシング社主催の「アイコンズ・オブ・ウイスキー (Icons of Whisky 2025)」にてキウォンウイスキーディスティラリーがクラフトプロデューサー“優秀賞”(その他の国)を受賞いたしました。

今後もブランドの認知拡大に取り組み、酒類の新たな価値創造を目指してまいります。



キウォン
バッチ6ペドロヒメネス

健康経営優良法人2025「ホワイト500」に初認定

2025年3月10日に経済産業省及び日本健康会議が共同で顕彰する「健康経営優良法人2025（大規模法人部門）」において上位500社以内に入り、「健康経営優良法人 ホワイト500」に初めて認定されました。

健康課題の継続的な改善に加え、育児や介護との両立支援等が評価されたことで今回の認定に至りました。

当社は従業員一人ひとりが心身ともに健康を保持・増進し、個々の力を存分に発揮していくことが、企業理念にある「健康で豊かな食生活創り」の実現や、食のライフラインを担う責任を果たすことにつながると考えております。今後も食に関わる企業として、従業員の健康保持・増進を図る取り組みを継続してまいります。



「えるぼし認定」最高位の3つ星を取得

女性の活躍推進に関する取り組みが優良な企業として2024年12月に厚生労働大臣より認定を受け、「えるぼし認定」において最高位である3つ星を取得しました。

当社は、中期経営計画「Transform 2025～創造と循環～」における重点分野の一つとして「人財育成」を掲げ、マテリアリティと連動した非財務目標を設定し、女性が活躍できる職場づくりを推進しております。2030年度までに女性管理職比率を25%とする目標に向け、就業環境の整備や積極的な女性の採用及び管理職への登用を推進してきたことなどが評価され、今回の認定に至りました。

今後も個々の多様性と創造性の活用（ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン）、自律型人財の育成などを通じて、人的資本経営の高度化に取り組んでまいります。



働き方改革への取り組み「ビジネスケアラースタイル」「育児との両立支援」

当社は働き方改革の一環として、「ビジネスケアラースタイル」と「育児との両立支援」に取り組んでおります。

「ビジネスケアラースタイル」は、仕事と介護を両立する社員に寄り添い、不安感を和らげることで安定して能力を発揮できる環境づくりを目的としております。その一環として、介護を体験している社員や、将来に備えて介護の知識を得たい社員の交流の場となる「介護コミュニティ」を立ち上げ、情報交換や体験談の共有から取り組みを開始しております。今後は社内セミナーの開催や外部専門家への相談窓口の設置等を進める予定です。

「育児との両立支援」は、育児をしながら働く社員が安心して業務に取り組める環境づくりを目的としております。制度面の充実を図るとともに、子どもとのコミュニケーションの質を高めるコーチングプログラム「ペアレンツコーチング」を導入し、ソフト面からの支援も開始いたしました。育児に関する悩みを和らげ、前向きに仕事と育児が両立できるようサポートを強化しております。

今後も多様な働き方を推進する制度・支援を拡充し、働きがいのある職場環境の整備を進めてまいります。

第11回商業高校フードグランプリ開催

全国の高校生がプロデュースする“食”の商品コンテスト「第11回商業高校フードグランプリ（以下、本コンテスト）」の本選を2024年11月3日に開催いたしました。

本選では「持続可能な社会に向けた商品開発」をテーマに、開発商品の特徴や高校生が自ら行動し解決した課題や流通を想定して工夫した点などを中心としたプレゼンテーション審査が行われました。緊張感がダイレクトに伝わるなか、各校の工夫を凝らしたプレゼンテーションが披露され、その堂々とした振る舞い、商品開発に至るまでの数々のエピソードやアイデアに審査員の方々からも賛辞の声が続出しました。



出場校の集合写真

※第107期定時株主総会へご来場の株主の皆さまへのお土産として、本コンテストで「アサヒ飲料賞」及び「大和ハウス賞」をダブル受賞した静岡県立浜松商業高等学校の「君にれもん（浜松れもんDX）」をご用意する予定でございます。

- 文部科学大臣賞（大賞）
- プレゼンテーション優秀賞 ダブル受賞
兵庫県立姫路商業高等学校「ふわ姫パン」



君にれもん（浜松れもんDX）

浜松産レモンの果汁、ピールを使用したフィナンシェです。



「～未来を創る～ 第12回全国高等学校フードグランプリ」を
2025年11月1日に開催



この度、本コンテストの応募対象をこれまでの「商業科目を有する高等学校」から「学校の活動（授業、部活動、課外研究など）で食品の商品開発を行う全国の高等学校」に拡大したうえで、新名称を冠した「～未来を創る～ 第12回全国高等学校フードグランプリ」を2025年11月1日に開催することを決定いたしました。

この度のリニューアルを機に、新たに「食を通じた地方創生と人材育成による食品市場の活性化」を目的に設定いたしました。地域資源のさらなる活用や食文化の継承・浸透による地方創生ならびに未来を担う高校生に向けた学習機会の提供による人材育成により、食品市場の一層の活性化を目指してまいります。

〈ご参考〉サステナビリティへの取り組み

当社は、中期経営計画「Transform 2025～創造と循環～」の中で掲げる「社会的価値」と「経済的価値」の両立を実現すべく、優先的に解決すべき5つのマテリアリティ（重要課題）を特定・公表し、各種取り組みを進めております。2024年度は下表の取り組みに加え、サプライチェーン上の温室効果ガス排出量（Scope 3[※]）などの情報開示の充実、シニア層の活躍を推進する新たな施策の開始ならびに介護・育児支援の実施をはじめとした多様な働き方への支援の拡充など取り組みを進化させてまいりました。

今後も、企業理念である「常に時代の変化と要請を先取りし、健康で豊かな食生活創りを通じて消費者と社会に貢献」することを基本方針としながら、食品流通の中核を担う企業の使命として、事業活動を通じた持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

	マテリアリティ	テーマ	目標／非財務指標	非財務目標
環境	環境型社会への取組推進	● 温室効果ガス排出削減	CO ₂ 排出量削減率 (2018年度比、Scope1・2) [*]	▶ 2030年度までに 40%削減
		● 食品ロス削減	食品廃棄量削減率(2018年度比)	▶ 2030年度までに 60%削減
		● プラスチック排出削減 及びリサイクルの推進	1) 排出量削減率(2021年度比) 2) 有効利用率 [*]	▶ 2030年度までに 1) 70%削減 2) 95%
社会	安心・安全な食の安定供給	● 安定した商品供給	安定した物流サービスの提供 ・サイバーセキュリティの強化 ・災害、パンデミック、サイバー事故発生に対する高いレジリエンス	
		● 徹底した品質保証	商品事故の発生抑制	
	豊かな食生活の実現	● 食生活を豊かにする情報の提供	・消費者の献立に対する悩みの解消 ・新たな発見の機会の提供を通じた豊かな顧客体験の創出	
		● 食育及び食を通じた地方創生	・食に関わる人材の育成 ・地域に貢献する商品の発掘 ・冷凍技術を活用した食のアップサイクルの実現	
	人的資本経営の高度化	● 持続的成長に向けた自律型人材の育成	女性管理職比率	▶ 2030年度までに 25%
			労働生産性	▶ 毎年改善
		● 働きがいのある職場環境の整備	健康経営優良法人認定	▶ 継続認定取得
			1) 社員エンゲージメントスコア 2) 男性育児休業取得率	▶ 1) 毎年改善 ▶ 2) 2030年度までに 85%
ガバナンス	コーポレートガバナンスの強化	● コーポレートガバナンス体制の充実	持続的な成長と中長期的な企業価値向上	

※ Scope1：事業活動に関わるCO₂排出量(自社燃料使用)、Scope2：事業活動に関わるCO₂排出量(自社電気使用)、Scope3：サプライチェーン全体のCO₂排出量

※ 有効利用率：廃プラスチックの全排出量の内、製品原材料化(マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル)や熱回収(サーマルリサイクル)により有効利用を行った廃プラスチックの排出量の割合。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 事業の状況

当連結会計年度における我が国経済は、インバウンド需要の拡大や名目賃金の上昇等はあったものの、物価上昇による実質賃金の低下等もあり、景気は横ばい圏で推移いたしました。

食品流通業界におきましては、原材料や人件費・物流費等のコスト増による商品価格の値上げにより、消費者の生活防衛的節約志向への動きは顕在化いたしました。これにより、消費者ニーズを満たす低価格・P・B商品と付加価値商品の消費の二極化傾向はより鮮明になっております。

このような状況下、当社グループは中期経営計画「Transform 2025～創造と循環～」の2年目である今期の単年度副題を“Catch the Market”とし、市場の変化に適切に対応することでビジネスの拡大に注力いたしました。重点分野として掲げた「情報」分野では、店頭への来店動機や商品の購買意欲の喚起を目的として全国100チェーン以上のスーパーに1万台を超えるデジタルサイネージを展開しており、消費者のニーズに合った情報提供を行うとともに、豊かな顧客体験につながる魅力ある売り場づくりに製配販一体となって取り組みました。「商品開発」分野では、冷凍食品の「凍眠凍結酒」と「凍眠フルーツ」の採用がギフトや宅配、GMS^(注)・スーパーマーケットで伸長しました。また、有名ブランド・レストラン監修の冷凍ケーキは、食生活を豊かにする商品として評価を受けており、採用が拡大しております。「物流」分野においては、トラックの積載効率改善やドライバーの労働負荷軽減等の課題に対して食品流通業界全体で取り組むとともに、デジタル技術を活用した庫内作業のデータ化と分析によりサプライチェーンの効率化を進めております。これらの重点分野を支える基盤の強化として人的資本経営の高度化にも取り組んでおり、女性活躍や心身の健康維持・増進などの取り組みに加え、仕事と育児・介護の両立支援策の強化、健康セミナーの充実による啓発活動などを実施し、「えるぼし認定」の最高位である3つ星を取得するとともに、「健康経営優良法人 ホワイト500」に初めて認定されました。

サステナビリティへの取り組みでは、2023年度に設定した非財務目標の達成に向けて取り組むとともに、非財務情報を含めた情報開示の充実を進めております。2024年12月に当社初となるサプライチェーン上の温室効果ガス排出量（Scope3）の開示やコーポレートレポートの英訳版の開示を行いました。引き続き温室効果ガス排出量の削減、食品廃棄量の削減、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進、健康経営推進等、各マテリアリティに掲げた項目への取り組みを推進し、持続的な成長を目指してまいります。

(注) GMS：General Merchandise Storeの略。総合スーパー。

事業報告

② 業績

〔売上高〕

当連結会計年度の売上高は、主にスーパーマーケット及びドラッグストア向けの取引拡大、インバウンド需要等による外食・業務用取引の需要増加、ＲＴＤ^(注1)・飲料が伸長したことなどにより、前期比26,918百万円（4.0％）増収の699,369百万円となりました。

なお、商品分類別の売上高は以下のとおりであります。

商品分類	売上高（百万円）	構成比（％）	前期比増減率（％）
ビール類	154,584	22.1	0.2
和洋酒	116,314	16.7	9.4
調味料・缶詰	116,171	16.6	5.2
嗜好品・飲料	175,186	25.0	4.4
麺・乾物	50,486	7.2	4.9
冷凍・チルド	29,346	4.2	5.6
ギフト	32,127	4.6	△4.3
その他	25,157	3.6	4.6
合計	699,369	100.0	4.0

（注） 1. ＲＴＤ（Ready To Drinkの略。缶チューハイ等のアルコール飲料。）の売上高は「和洋酒」に含んでおります。
2. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

〔経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益〕

利益面では、増収に加え低重心経営の徹底による経費改善等により、営業利益は前期比845百万円（11.0％）増益の8,505百万円、経常利益は一過性の持分法投資利益の増加等により前期比2,063百万円（22.4％）増益の11,283百万円となりました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比1,606百万円（24.3％）増益の8,204百万円となりました。

(2) 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(3) 設備投資の状況

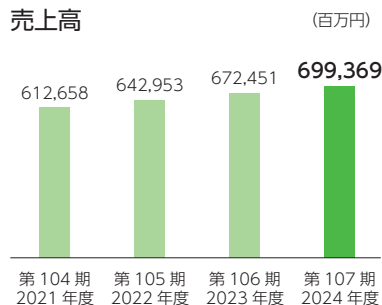
当連結会計年度における設備投資の総額は600百万円で、その主なものは物流センターの設備購入費用322百万円及びシステム関連投資279百万円であります。

これらの設備投資に必要な資金は自己資金によりまかなっております。

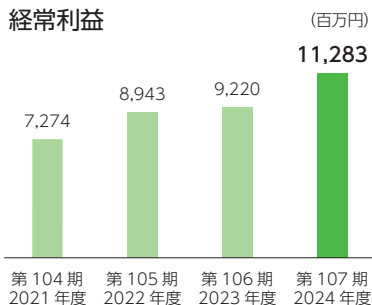
(4) 財産及び損益の状況

区 分		第104期 (2021年度)	第105期 (2022年度)	第106期 (2023年度)	第107期 (当期) (2024年度)
売上高	(百万円)	612,658	642,953	672,451	699,369
営業利益	(百万円)	5,887	7,507	7,660	8,505
経常利益	(百万円)	7,274	8,943	9,220	11,283
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,315	4,843	6,598	8,204
1株当たり当期純利益	(円)	340.09	381.69	520.09	646.67
総資産	(百万円)	236,668	246,617	274,496	271,551
純資産	(百万円)	95,249	99,781	109,268	115,592
1株当たり純資産	(円)	7,505.14	7,863.14	8,611.03	9,109.50

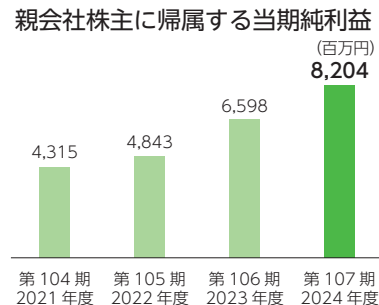
売上高



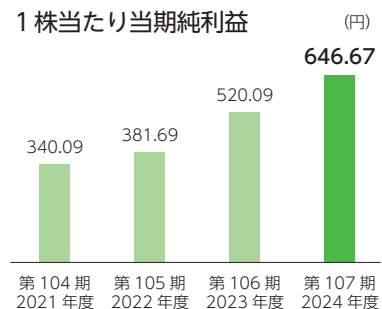
経常利益



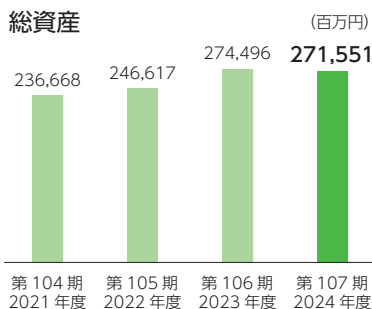
親会社株主に帰属する当期純利益



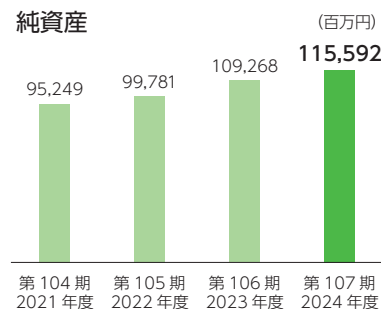
1株当たり当期純利益



総資産



純資産



事業報告

(5) 対処すべき課題

国内経済は、米国の関税引き上げ等の政策による世界経済の減退リスクや物価の上昇、金融動向など、景気の先行きは不透明な状況が続くと予想されます。

食品流通業界は、小売間の競争激化や業態の垣根を超えた再編、また物価上昇による消費低迷と消費者の価値観の多様化などが一層進むと予想され、さらなる消費者起点のビジネスモデルへの進化が必要であると認識しております。

このような状況下、当社グループは、2025年度、中期経営計画「Transform 2025～創造と循環～(2023年度～2025年度)」の最終年度として、目指す姿である「食を中心とする領域での共有価値の創造と循環～社会的価値と経済的価値の両立～」の実現に向けて単年度副題を“Catch the Market Phase 2”といたしました。“Catch the Market”の精神をさらに深め、「消費者起点」でビジネスを推進することで、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

当社が将来にわたり成長し続けていくためには、常に環境の変化を機敏に捉え、顧客・消費者のニーズを先取りし、社会・経済両面において価値ある貢献を果たす必要があると認識しております。今後も持続的な企業価値の向上を成し遂げるために、共有価値創造に向けて進化するグッドカンパニーを目指してまいります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は伊藤忠商事株式会社で、同社は間接保有を含め当社株式を6,671千株（議決権比率52.6％）保有しております。

当社は総合商社である同社の食品流通の中核を担っており、中間流通業としての機能分担と相互協力を行うことでグループ全体の企業価値向上に努めております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

(ア) 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

(商品仕入)

取引条件は他の仕入先と同様、市場価格を勘案し協議のうえ、決定しております。また、環境の変化等に応じて適宜見直しを行っております。

(資金の預入)

当社の運用方針に従い、預入期間に応じた市場金利を勘案のうえ、合理的な判断に基づき決定しております。

(物流センターの賃借)

賃借の条件は見積り合わせや近隣相場を勘案のうえ、合理的な判断に基づき決定しております。

(イ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

親会社との取引は、当社社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

(ウ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権の比率 (%)	主要な事業内容
新日本流通サービス株式会社	20	100.0	貨物運送取扱業
ＩＳＣビジネスサポート株式会社	90	100.0	サービス業
株式会社スハラ食品	95	99.0	酒類・食品卸売業
株式会社アイ・エム・シー	100	100.0	小売業

当社の連結子会社は上記の4社であり、持分法適用会社は1社（関連会社1社）であります。

事業報告

(7) 主要な事業内容

当社グループの主要事業は酒類及び食品の卸売であります。

(8) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本社 : 大阪、東京
営業所 : 大阪、東京、名古屋、北海道、仙台、中国、四国、九州
物流センター : 北海道、仙台、相模原、大府、関西、広島、福岡

② 子会社の主要な事業所

新日本流通サービス(株)	本社 : 大阪	物流センター : 中京
I S C ビジネスサポート(株)	本社 : 東京	
(株)スハラ食品	本社 : 北海道	
(株)アイ・エム・シー	本社 : 大阪	

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
1,188名	9名増

(注) 上記には臨時従業員931名(年間平均人員数)を含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

2. 当社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 普通株式 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 12,720,000株

(注) 発行済株式の総数には自己株式が33,091株含まれております。

(3) 株 主 数 12,400名（前期末比222名減）

(4) 大 株 主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
伊藤忠商事株式会社	6,656	52.46
株式会社日本カストディ銀行 （三井住友信託銀行再信託分・アサヒビール株式会社退職給付信託口）	815	6.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	665	5.24
味の素株式会社	339	2.67
アサヒビール株式会社	296	2.34
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者株式会 社日本カストディ銀行	176	1.39
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	126	1.00
BNYMS ANV RE BNYMIL RE WS ZENNOR JAPAN EQUITY INCOME FUND	122	0.96
伊藤忠食品従業員持株会	106	0.84
はごろもフーズ株式会社	87	0.69

(注) 1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

2. 株式会社日本カストディ銀行（三井住友信託銀行再信託分・アサヒビール株式会社退職給付信託口）の所有株式は、アサヒビール株式会社が所有していた当社株式を三井住友信託銀行株式会社に信託したものが、株式会社日本カストディ銀行に再信託されたもので、議決権はアサヒビール株式会社に留保されております。

3. みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者株式会社日本カストディ銀行の所有株式は、株式会社みずほ銀行が所有していた当社株式をみずほ信託銀行株式会社に信託したものが、株式会社日本カストディ銀行に再信託されたもので、議決権は株式会社みずほ銀行に留保されております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項等

該当事項はありません。

4. 当社の取締役及び監査役に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	岡 本 均	社長執行役員
取締役	河 原 光 男	副社長執行役員社長補佐
取締役	魚 住 直 之	常務執行役員営業統括部門部門長
取締役	福 嶋 義 弘	常務執行役員営業統括部門部門長代行(兼)商品本部本部長(兼)ダイバーシティ推進室室長
取締役	大 森 賢 律	執行役員管理統括部門部門長(兼)コンプライアンス担当(兼)サステナビリティ担当
取締役	中 村 洋 幸	伊藤忠商事株式会社執行役員食品流通部門長、株式会社日本アクセス取締役（非常勤）、コンフェックスホールディングス株式会社監査役（非常勤）
取締役 (社外取締役)	宮 坂 泰 行	宮坂泰行公認会計士事務所所長（公認会計士）、株式会社レゾナック・ホールディングス社外監査役
取締役 (社外取締役)	奥 田 高 子	株式会社エムティーアイ社外監査役
取締役 (社外取締役)	中 条 薫	株式会社SoW Insight代表取締役社長、フォスター電機株式会社社外取締役、UBE三菱セメント株式会社社外取締役
常勤監査役	長 島 秀 昭	－
監査役	清 家 隆 太	伊藤忠商事株式会社食料事業統括室長、伊藤忠食糧株式会社監査役（非常勤）、ITOCHU TAIWAN INVESTMENT CORPORATION監察人（非常勤）
監査役 (社外監査役)	増 岡 研 介	増岡総合法律事務所所長（弁護士）、株式会社T J Mデザイン社外監査役、合同製鐵株式会社社外取締役
監査役 (社外監査役)	山 岡 信一郎	株式会社ヴェリタス・アカウントティング代表取締役社長（公認会計士）、山岡法律会計事務所パートナー、イー・ギャランティ株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役宮坂泰行氏、奥田高子氏及び中条薫氏は、社外取締役であります。なお、当社は、宮坂泰行氏、奥田高子氏及び中条薫氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役増岡研介氏及び山岡信一郎氏は、社外監査役であります。なお、当社は、増岡研介氏及び山岡信一郎氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役山岡信一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当事業年度末日後の2025年4月1日付で、次のとおり取締役の担当等を変更いたしました。

氏名	新	旧
河 原 光 男	取締役理事	取締役副社長執行役員社長補佐
魚 住 直 之	取締役専務執行役員営業統括部門部門長	取締役常務執行役員営業統括部門部門長
福 嶋 義 弘	取締役専務執行役員管理統括部門部門長(兼)コンプライアンス担当(兼)サステナビリティ担当	取締役常務執行役員営業統括部門部門長代行(兼)商品本部本部長(兼)ダイバーシティ推進室室長
大 森 賢 律	取締役理事	取締役執行役員管理統括部門部門長(兼)コンプライアンス担当(兼)サステナビリティ担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）ならびに各監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）。当該保険契約の被保険者は当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員であります。なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を策定し、定期的に見直しを行っております。2021年3月11日に決定方針について改めてガバナンス委員会に諮問し、その答申内容を踏まえ、2021年3月31日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。なお、2021年6月17日の取締役会決議により一部改定を行っております。決定方針の内容の概要については、以下のとおりであります。

a. 基本方針

○経営ビジョン・ミッションの実現を促すこと

- ・ 持続的成長、企業価値向上につながる制度設計
- ・ 中期経営計画に沿って実績と意義を反映した報酬
- ・ ガバナンスの実効性を保ち公平で妥当性のある制度

○経営陣の責任とモチベーション向上

- ・ 役員の役割、責任の大きさとその達成度合いを反映した報酬
- ・ 多様な能力と優秀な人材を確保できる制度と報酬の水準
- ・ 短期志向への偏りを抑制し中長期視点を加味して評価

○客観性・透明性の確保

- ・ ガバナンス委員会にて審議され、取締役会（または監査役会）にて決定
- ・ 業務執行取締役の業績連動報酬等は定量・定性評価に加え、取締役会から委任された代表取締役社長による評価を反映
- ・ 監査役報酬は業務状況、独立性、公正不偏を考慮

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬は、月額固定報酬とし、取締役の役位別及び兼任する執行役員の役職別に定められた月額固定報酬テーブルに応じて決定するものとしております。なお、非常勤取締役の報酬は月額固定報酬のみとしております。

c. 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、各取締役が担う役割と責任に応じ、計画達成、前年度比改善及び貢献度合い等を反映した報酬体系としております。業績連動報酬等に係る定量指標は、算定方法の客観性を高めるために、業界で一般的に広く使用される全社連結ベースの売上高、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益等の計画比、前年度比の達成率、改善率を利用しております。

定量指標以外に定性・戦略等の評価をあわせて評点化し、役位・役職別配分比率に応じて各取締役の総合評点を算出し、それを基に業績連動報酬等の額を決定しております。

なお、業績連動報酬等は毎年度、最終業績及び評価確定後に支給するものとし、評価指標は、経営環境の変化や経営戦略に応じて毎年見直しを行い、ガバナンス委員会の答申を踏まえて適宜変更するものとしております。

d. 基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬は、取締役の役位別及び兼任する執行役員の役職別に定められた月額固定報酬テーブルに応じて定められた月額固定報酬と業績連動報酬等により構成され、その比率は約7：3（標準ケース）としております。なお、非常勤取締役の報酬は月額固定報酬のみとしております。

また、報酬構成ならびに月額固定報酬と業績連動報酬等の比率については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を比較することで定期的に妥当性を検証し、ガバナンス委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長（岡本均）がその具体的な内容の決定について委任を受けるものとしております。

その内容は、固定報酬は取締役の役位別及び兼任する執行役員の役職別に定められた月額固定報酬テーブルに応じて決定し、業績連動報酬等の額は役員報酬制度に従い前期業績評価に基づき算出するものとし、代表取締役社長の評価を反映して最終決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役割及び業務執行の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役報酬の金額決定過程において、独立社外役員を過半数とするガバナンス委員会にて、定期的に基本方針、報酬額の決定方法、課題等について客観的視点から審議・答申を受けるものとしております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、ガバナンス委員会にて原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を踏まえ、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2017年6月21日開催の第99期定時株主総会において年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役は2名）であります。

監査役の報酬額は、2009年12月18日開催の第91期定時株主総会において年額40百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。なお、監査役の報酬は月額固定報酬のみとしております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の 員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 （社外取締役を除く）	256	148	108	6
社外取締役	18	18	－	3
監査役 （社外監査役を除く）	23	23	－	2
社外監査役	12	12	－	2
合計	309	201	108	13

- （注）1. 業績連動報酬等は当事業年度に係る役員賞与支給予定額であります。なお、2024年6月25日に役員賞与98百万円を支給しておりますが、上記金額には含めておりません。
2. 当事業年度を含む業績連動報酬等に係る定量指標の実績の推移は1.(4)財産及び損益の状況に記載のとおりであります。

事業報告

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	関係
取締役	宮 坂 泰 行	宮坂泰行公認会計士事務所	所長（公認会計士）	－
		株式会社レゾナック・ホールディングス	社外監査役	－
	奥 田 高 子	株式会社エムティーアイ	社外監査役	－
		株式会社SoW Insight	代表取締役社長	－
	中 条 薫	フォスター電機株式会社	社外取締役	－
		UBE三菱セメント株式会社	社外取締役	－
監査役	増 岡 研 介	増岡総合法律事務所	所長（弁護士）	－
		株式会社TJMデザイン	社外監査役	－
		合同製鐵株式会社	社外取締役	－
	山 岡 信一郎	株式会社ヴェリタス・アカウンティング	代表取締役社長（公認会計士）	－
		山岡法律会計事務所	パートナー	－
		イー・ギャランティ株式会社	社外監査役	取引先

② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況（果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要）
取締役	宮 坂 泰 行	主に公認会計士としての専門的知見等から、当社の経営に対する適切な監督ならびに取締役会における妥当かつ適正な意思決定を確保するための的確な助言等を行っております。また、ガバナンス委員会の委員として積極的な意見や提言を行うなど、取締役会の監督機能の強化に貢献しております。なお、当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	奥 田 高 子	多様な視点から取締役会における適正な意思決定の確保ならびに業務執行に対する監督等に貢献しております。また、当社のダイバーシティ推進やサステナビリティへの取り組み等への助言を行うなど適切に役割を果たしております。なお、当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	中 条 薫	客観的かつ実践的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言ならびに業務執行に対する適切な監督を行っております。また、ガバナンス委員会の委員としての的確な意見・提言を行うとともに、当社のダイバーシティならびにDX推進に積極的に関与するなど適切に役割を果たしております。なお、当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
区分	氏名	主な活動状況
監査役	増 岡 研 介	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地等から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。なお、ガバナンス委員会の委員として、的確な意見・提言を行っております。
	山 岡 信一郎	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地等から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数には、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を含んでおりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検討を行った結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が3百万円あります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会にて、解任の旨及び解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適切性、妥当性、独立性を阻害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、会社法第344条に基づいて監査役会が決定した会計監査人の不再任議案を、株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務ならびに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を以下のとおり整備しております。以下、2006年5月15日の取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」の概要を記載いたします（直近では、2025年4月30日付で一部改訂を行っております）。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令・定款・株主総会決議・取締役会規程及び「社是」・「企業理念」・「企業行動基準」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督する。
- ② 取締役は、取締役会が決定した役割と職務範囲において法令、定款等に従い、また執行役員及び使用人は、「業務分掌規程」「職務権限責任規程」その他社内規程に従い、当社の職務を執行する。
- ③ コンプライアンス委員会、独占禁止法分科会、モニタリングチーム、コンプライアンス責任者会議、伊藤忠食品グループコンプライアンス連絡会を設置するとともに、「伊藤忠食品グループコンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス体制の整備、維持、向上に努める。
- ④ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに社長に報告するとともに、遅滞なく監査役及び関連する役員に報告するものとする。
- ⑤ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての通報体制として、コンプライアンス担当役員、弁護士及び外部通報窓口を情報受領者とする内部通報システムを整備し、「伊藤忠食品グループ内部通報制度（ホットライン）規程」に基づきその運用を行うこととする。また、通報したのに対し、当該通報をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わない。
- ⑥ 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。また、コンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑦ 社長直轄の監査部を設置し、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況や業務遂行の手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役ならびに取締役会にその結果を報告する。また、判明した指摘・提言事項の改善状況については適時フォローアップ監査を実施する。

（2）取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係わる情報については、株主総会議事録・取締役会議事録等法定文書のほか重要情報の記載がある文書等（電磁的記録を含む）について各種情報の漏洩を防止するために、「文書管理規程」、「情報管理規程」、「ITセキュリティ管理規則」、「個人情報保護規程」等情報管理に関する規程類の定めるところに従い、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。
- ② 適時開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令に従い、適時に正確かつ十分に開示することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、重大なリスクである信用リスクについては「与信管理規程」に従い、担当専門部署にて取引限度額の設定や不良債権の防止策の検討を行うとともに、投資リスクについては「一般投資管理規程」及び「投資委員会規程」に従い、関連部署からなる投資委員会にて討議・審査を行うこと等、必要なリスク管理体制の整備と強化を図ることとする。
- ② 安心・安全な商品の安定供給という社会的責任を果たすため、食品安全管理の対応については、品質保証部を設置し、「伊藤忠食品グループコンプライアンス規程」に従い、商品表示の調査・確認、商品事故の予防策及び対応策に対する十分性の評価等、品質管理体制の整備と運用を図るものとする。
- ③ 地震・風水害・火災等の災害リスク、感染症に対するリスク、当社取扱商品に対するクレーム・リスク及び当社に関する風評リスク等については「危機管理対策規程」を定めリスクの発生に備え、管理するものとする。サステナビリティ委員会の傘下に災害等の不測の事態に対応するためＢＣＭ（総合的な事業継続のためのマネジメント）分科会を設置し、不測の事態が発生した場合には当分科会が構築した地震等のための事業継続計画（ＢＣＰ）に基づく体制に従い、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、定例の取締役会を原則毎月１回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとし、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議・決定する。
- ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、執行役員、統括部門長、部門長、本部長及び常勤監査役が出席する経営会議を原則毎月２回、本部長連絡会を原則毎月１回開催し、また、各種社内委員会を設置・開催することで、職務執行に関する基本的事項や本部経営課題について討議し、社長及び取締役会意思決定に資するものとする。
- ③ 取締役会の決定に基づく職務執行については、「業務分掌規程」「職務権限責任規程」その他社内規程において、各役職者の権限及び責任と執行手続きの詳細を定めることとする。

(5) 当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 監査部（内部統制チーム）は、報告の信頼性の確保をするために内部統制の整備支援と運用評価を行うものとする。
- ② 子会社の経営管理については、子会社毎に主管部署を定め、当該主管部署が「グループ会社経営管理規程」その他社内規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理と指導を行うとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。
- ③ 定期的にグループコンプライアンス連絡会を開催するとともに「伊藤忠食品グループコンプライアンス規程」に従い、コンプライアンス体制の整備について子会社を指導し、グループ全体でのコンプライアンスの徹底に努める。

- ④ 子会社での業務の適正を確保するため、子会社において構築した内部統制システムの運用状況について、毎期確認を行うこととする。

(6) 反社会的勢力排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、当社の使用人から補助使用人を任命することを求めることができるものとする。補助使用人の人事評価は監査役が行い、その人事異動については監査役会の意見を聴取した上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときや、法令違反もしくは定款に違反する事実が判明あるいはそのおそれがあるときは、直ちに監査役に報告する。また、監査役に報告したものに對し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わない。
- ② 監査役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため取締役会のほかその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、監査部と定期的に会合を持ち、内部監査結果及び内部統制評価について協議または意見交換をするなど、密接な情報交換を行い連携を図る。
- ② 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等より監査業務に関する助言を受けることができる。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムの整備とその適切な運用に取り組んでおります。当期に実施した主要な取り組みは次のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンスを企業に求められる高い倫理観を実践するための基盤として位置づけ、「伊藤忠食品グループコンプライアンス規程」を定め、担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を年2回開催し、コンプライアンス体制の向上を図っております。
- ② 「伊藤忠食品グループ内部通報制度（ホットライン）規程」に基づき、当社及びグループ会社向けポータルサイトに通報窓口等の利用方法を掲載し、問題の早期発見と改善措置に取り組んでおります。また、グループ会社の責任者が出席する「グループコンプライアンス連絡会」を開催し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。
- ③ 「独占禁止法」、「下請法」及び「個人情報保護法」等の関連法令の周知徹底を図るため、従業員向け対面研修・eラーニングを実施するとともに、関連法令の改正情報等をまとめた「Legal News」を適宜発行しております。

(2) リスク管理体制

- ① 災害、感染症、サイバー攻撃のリスクへの備えとして、業務継続計画（BCP）を策定しており、eラーニングにより全社員を対象とした教育を実施いたしました。また、サイバー攻撃対策として、全社員を対象とした攻撃型メール訓練を実施いたしました。
- ② 食品の安全管理については、商品事故発生防止に対する施策を継続して講じました。また、ロジスティクス本部主管の業務委託先の物流センターについての物流点検を実施いたしました。
- ③ 個人情報保護への対応については、「プライバシーマーク制度」の認証を受けており、従業員教育、内部監査等を実施し、個人情報保護マネジメントシステムの実施・維持及び継続的な改善を行っております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力排除のための基本理念である「反社会的勢力排除の基本方針」及び反社会的勢力との一切の関係を遮断するために必要となる事項について定めた「反社会的勢力排除に関する規程」を制定しております。また、被害を防止し、関係を遮断するための措置として、契約締結にあたり反社会的勢力排除条項の導入を徹底し、既存契約においても適切な検証のもと、見直しを図っております。

(4) 取締役の職務執行

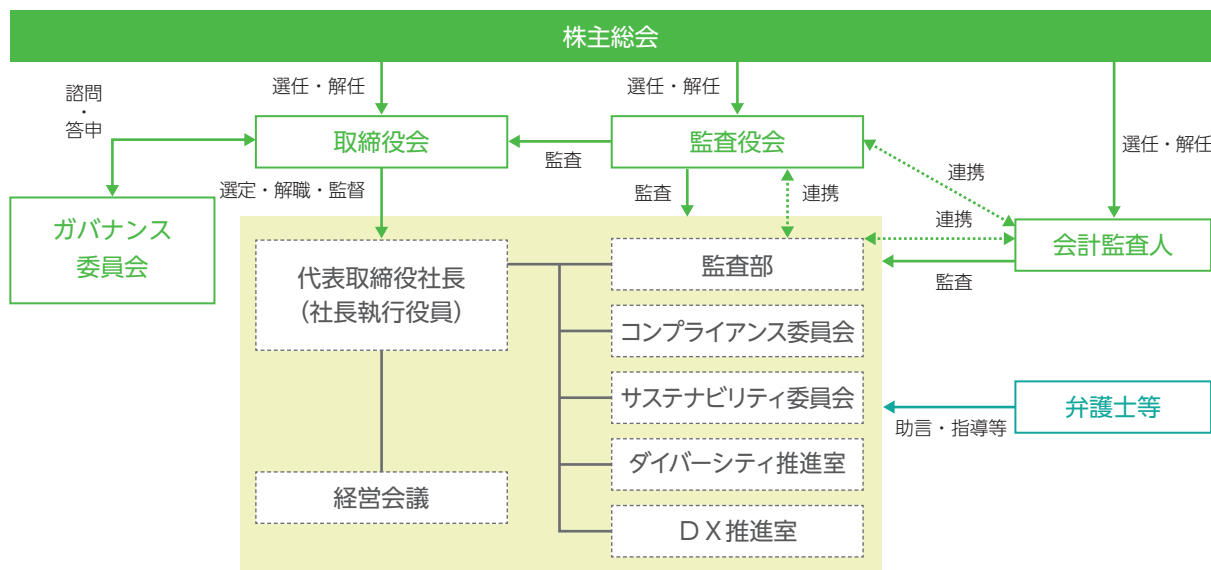
取締役の職務執行の有効性と効率性を確保するため、取締役会において社外取締役が独立した立場から経営の監督が行えるよう決議に加わり適切な助言・指摘を行い、業務執行取締役は、職務執行状況の報告を行っております。

(5) 監査役の職務執行

- ① 監査役会は4名（内、社外監査役2名）で構成され、原則毎月1回開催し、監査に関する重要な事項について意見交換、協議、決議を行っております。
- ② 監査役会にて定めた監査計画に基づき、全監査役が取締役会、常勤監査役がその他重要会議である経営会議、投資委員会、コンプライアンス委員会、伊藤忠食品グループコンプライアンス連絡会等に出席するとともに、適宜、営業部門の会議に出席し、内部統制システムの監視と検証を行っております。
- ③ 監査役監査の実効性を高めるため、常勤監査役は、監査部との間で月1回程度、情報・意見を交換する場を設け、内部監査ならびに内部統制評価の結果や実施状況について情報共有を行うとともに、法務・コンプライアンス部等、他部署と適宜情報交換を実施しております。また、年1回程度、監査部ならびに会計監査人との間で、「三様監査情報交換会」を開催し、監査に関連する情報共有と相互のコミュニケーションの一層の深化を図っております。
- ④ グループ会社に対しては、常勤監査役が定期的に訪問し、経営陣との面談を通じ、経営状況を確認しております。また、グループ会社統括管理部署である経営管理部やグループ会社兼務監査役と適宜情報共有を行い、グループ内部統制の有効性を確認しております。

■ コーポレートガバナンス体制図

当社のコーポレートガバナンス体制は、以下のとおりであります。



連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	207,792
現金及び預金	1,446
受取手形及び売掛金	101,002
商品及び製品	22,668
未収入金	28,134
グループ預け金	54,200
その他	408
貸倒引当金	△66
固定資産	63,760
有形固定資産	13,477
建物及び構築物	2,696
機械装置及び運搬具	80
器具及び備品	1,304
土地	6,293
リース資産	3,104
無形固定資産	4,093
ソフトウェア	2,510
その他	1,582
投資その他の資産	46,190
投資有価証券	36,706
長期貸付金	84
繰延税金資産	144
退職給付に係る資産	1,593
差入保証金	7,276
その他	409
貸倒引当金	△22
資産合計	271,551

科目	金額
負債の部	
流動負債	145,540
買掛金	127,598
リース債務	496
未払金	13,950
未払法人税等	1,816
賞与引当金	1,274
役員賞与引当金	108
その他	298
固定負債	10,419
リース債務	3,110
繰延税金負債	4,715
資産除去債務	1,230
退職給付に係る負債	301
その他	1,064
負債合計	155,959
純資産の部	
株主資本	101,423
資本金	4,923
資本剰余金	7,165
利益剰余金	89,449
自己株式	△115
その他の包括利益累計額	14,149
その他有価証券評価差額金	14,362
退職給付に係る調整累計額	△213
非支配株主持分	21
純資産合計	115,592
負債・純資産合計	271,551

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		699,369
売上原価		658,204
売上総利益		41,165
販売費及び一般管理費		32,659
営業利益		8,505
営業外収益		3,064
受取利息及び配当金	1,261	
持分法による投資利益	1,288	
その他	516	
営業外費用		287
支払利息	72	
その他	215	
経常利益		11,283
特別利益		10
投資有価証券売却益	10	
特別損失		18
投資有価証券評価損	18	
税金等調整前当期純利益		11,275
法人税、住民税及び事業税	3,323	3,069
法人税等調整額	△254	
当期純利益		8,206
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純利益		8,204

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	206,013
現金及び預金	200
受取手形	1,320
売掛金	98,955
商品及び製品	22,413
前払費用	305
未収入金	28,033
グループ預け金	54,200
その他	639
貸倒引当金	△52
固定資産	62,894
有形固定資産	10,482
建物	1,233
構築物	5
車両運搬具	6
器具及び備品	1,263
土地	4,875
リース資産	3,100
無形固定資産	4,062
ソフトウェア	2,495
その他	1,567
投資その他の資産	48,349
投資有価証券	35,158
関係会社株式	3,570
関係会社長期貸付金	375
長期貸付金	80
差入保証金	6,888
その他	2,301
貸倒引当金	△22
資産合計	268,907

科目	金額
負債の部	
流動負債	144,987
買掛金	126,638
リース債務	495
未払金	13,814
未払法人税等	1,765
賞与引当金	1,122
役員賞与引当金	108
その他	1,045
固定負債	9,842
リース債務	3,107
繰延税金負債	4,597
預り保証金	619
資産除去債務	1,218
その他	301
負債合計	154,829
純資産の部	
株主資本	99,903
資本金	4,923
資本剰余金	7,162
資本準備金	7,162
利益剰余金	87,933
利益準備金	1,231
その他利益剰余金	86,702
固定資産圧縮積立金	13
別途積立金	77,800
繰越利益剰余金	8,889
自己株式	△115
評価・換算差額等	14,175
その他有価証券評価差額金	14,175
純資産合計	114,079
負債・純資産合計	268,907

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		691,818
売上原価		653,001
売上総利益		38,817
販売費及び一般管理費		30,836
営業利益		7,981
営業外収益		3,992
受取利息及び配当金	3,541	
その他	451	
営業外費用		
支払利息	73	278
その他	205	
経常利益		11,694
特別利益		10
投資有価証券売却益	10	
特別損失		18
投資有価証券評価損	18	
税引前当期純利益		11,687
法人税、住民税及び事業税	3,152	2,869
法人税等調整額	△284	
当期純利益		8,818

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

伊藤忠食品株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊 東 昌 一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 秀 吏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊藤忠食品株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊藤忠食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

伊藤忠食品株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪 事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊 東 昌 一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 秀 吏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊藤忠食品株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画において、監査の方針、重点監査項目、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、確認と検証を行いました。
- ③事業報告に記載されている親会社等との取引については、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引については、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

伊藤忠食品株式会社 監査役会

常勤監査役	長 島 秀 昭	㊞
社外監査役	増 岡 研 介	㊞
社外監査役	山 岡 信 一	㊞
監査役	清 家 隆 太	㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区本町橋2番8号 **大阪商工会議所** 7階国際会議ホール

交通：堺筋線・中央線「堺筋本町」駅 ①②番出口から徒歩7分

谷町線・中央線「谷町四丁目」駅 ④番出口から徒歩7分



※駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承の程、お願い申し上げます。

電子提供措置の開始日 2025年5月28日

第107期 定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

伊藤忠食品株式会社

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,923	7,165	82,768	△114	94,741
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,522		△1,522
親会社株主に帰属する当期純利益			8,204		8,204
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	6,682	△0	6,682
当 期 末 残 高	4,923	7,165	89,449	△115	101,423

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	14,534	△28	14,507	20	109,268
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,522
親会社株主に帰属する当期純利益					8,204
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△172	△186	△358	0	△358
当 期 変 動 額 合 計	△172	△186	△358	0	6,324
当 期 末 残 高	14,362	△213	14,149	21	115,592

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

会 社 名 : 新日本流通サービス(株)、ISCビジネスサポート(株)、
(株)スハラ食品、(株)アイ・エム・シー

(2) 非連結子会社の数 1社

会 社 名 : (株)宝来商店

非連結子会社1社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも少額であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 1社

会 社 名 : (株)中部メイカン

非連結子会社の(株)宝来商店は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

持分法適用関連会社であったワイ&アイホールディングス（同）は、当連結会計年度に解散し清算終了したことに伴い、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

b. 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10年～31年
機械装置及び運搬具	6年～12年
器具及び備品	5年～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年～15年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失の計上に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生翌連結会計年度から処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業（食料品卸売業）における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。

商品の販売に伴う収益は、商品を得意先の指定する物流センターや店舗へ納品した時点で履行義務が充足するものと判断しておりますが、出荷してから納品されるまでの期間が概ね1日以内であることを踏まえ、当社の物流センターや仕入先から出荷した時点で収益を認識しております。当該取引については、得意先との契約に基づき受け取る対価の総額により収益を表示しております。

なお、他の当事者が商品を得意先の指定する物流センターや店舗へ納品するように手配する履行義務である場合には、当社の役割が代理人に該当すると判断し、得意先から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を表示しております。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「未払金」は13,391百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	25,344百万円
----------------	-----------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	12,720,000	－	－	12,720,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	33,049	42	－	33,091

(注) 自己株式の増加42株は、単元未満株式の買取りであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	761	60	2024年3月31日	2024年6月21日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	761	60	2024年9月30日	2024年11月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,015	80	2025年3月31日	2025年6月20日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

未収入金は、主に仕入先からの割戻金であります。その大半は同一仕入先に対する買掛金の残高の範囲内です。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

グループ預け金は、主に親会社である伊藤忠商事(株)のグループ金融制度の利用に伴うものであり、伊藤忠商事(株)の子会社である伊藤忠トレジャリー(株)に対する預け金であります。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引担当部支店及び審査部が、取引先の財務状況を定期的に把握するとともに、取引先毎の債権残高管理を行うことで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。定期的に時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直ししております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき、適時に資金繰りの計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。また、連結子会社においても、同様に管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券（※3）	34,007	34,007	－
資産計	34,007	34,007	－
(2) リース債務	3,606	3,747	142
負債計	3,606	3,747	142

- (※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (※2) 「受取手形及び売掛金」、「未収入金」、「グループ預け金」、「買掛金」並びに「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (※3) 市場価格のない株式等は「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	2,614
投資事業有限責任組合出資	85

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,446	—	—	—
受取手形及び売掛金	101,002	—	—	—
未収入金	28,134	—	—	—
グループ預け金	54,200	—	—	—
合 計	184,782	—	—	—

(注) 2. リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	496	469	474	457	429	1,281

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	34,007	－	－	34,007
資産計	34,007	－	－	34,007

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
リース債務	－	3,747	－	3,747
負債計	－	3,747	－	3,747

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

当社及び連結子会社の報告セグメントは、食料品卸売業のみであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(1) 顧客を業態別に分解した情報

	金額 (百万円)	構成比 (%)
卸売業	37,799	5.4
百貨店	16,333	2.3
GMS・S M	372,980	53.3
C V S	74,987	10.7
ドラッグストア	79,462	11.4
その他小売業	87,472	12.5
その他	30,335	4.4
合計	699,369	100.0

(注) 業態別の分類において、GMS はゼネラル・マーチャンダイズ・ストア、S Mはスーパーマーケット、C V Sはコンビニエンスストアであります。

(2) 商品分類別に分解した情報

	金額 (百万円)	構成比 (%)
ビール類	154,584	22.1
和洋酒	116,314	16.7
調味料・缶詰	116,171	16.6
嗜好品・飲料	175,186	25.0
麺・乾物	50,486	7.2
冷凍・チルド	29,346	4.2
ギフト	32,127	4.6
その他	25,157	3.6
合計	699,369	100.0

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社では、食料品卸売業において、GMS・SMなどの得意先に対して、ビール類や嗜好品・飲料といった商品を販売しております。

商品の販売に伴う収益は、商品を得意先の指定する物流センターや店舗へ納品した時点で履行義務が充足するものと判断しておりますが、出荷してから納品されるまでの期間が概ね1日以内であることを踏まえ、当社の物流センターや仕入先から出荷した時点で収益を認識しております。当該取引については、得意先との契約に基づき受け取る対価の総額により収益を表示しております。

また、販売した商品の対価は、商品引き渡し後、概ね2ヶ月以内に受領しております。

なお、他の当事者が商品を得意先の指定する物流センターや店舗へ納品するように手配する履行義務である場合には、当社の役割が代理人に該当すると判断し、得意先から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を表示しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高

	当連結会計年度（百万円）
顧客との契約から生じた資産（期首残高）	103,976
顧客との契約から生じた資産（期末残高）	101,002

当社及び連結子会社については、契約資産は該当がなく、契約負債に重要なものはありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、未充足の履行義務に配分した取引価格はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	9,109円50銭
2. 1株当たり当期純利益	646円67銭
※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
・ 連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	8,204百万円
・ 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	8,204百万円
・ 普通株主に帰属しない金額	－百万円
・ 普通株式の期中平均株式数	12,686,929株

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度または退職一時金制度を設けております。加えて、一部の連結子会社は、確定拠出型の企業年金制度を設けており、当社では、選択制確定拠出年金制度を導入しております。

また、当社は確定給付型の制度の枠外で連合設立型の確定給付企業年金である伊藤忠連合企業年金基金に加入しております。その要拠出額を退職給付費用として処理している伊藤忠連合企業年金基金に関する事項は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（2024年3月31日現在）

a. 年金資産の額	42,203百万円
b. 年金財政計算上の数理債務の額	48,301百万円
c. 差引額（a－b）	△6,098百万円

(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

3.78%

(3) 補足説明

上記（1）の差引額の主な原因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,030百万円及び実質的剰余金2,932百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間9年0ヶ月の元利均等償却であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	4,700百万円
勤務費用	293
利息費用	51
数理計算上の差異の発生額	5
退職給付の支払額	<u>△458</u>
退職給付債務の期末残高	4,591百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	6,173百万円
期待運用収益	185
数理計算上の差異の発生額	△262
事業主からの拠出額	215
退職給付の支払額	<u>△426</u>
年金資産の期末残高	5,884百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	4,290百万円
年金資産	<u>△5,884</u>
	△1,593百万円
非積立型制度の退職給付債務	301百万円
連結貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	<u>△1,293百万円</u>
退職給付に係る負債	301
退職給付に係る資産	<u>1,593</u>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,293百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	293百万円
利息費用	51
期待運用収益	△185
過去勤務費用の処理額	7
数理計算上の差異の処理額	△10
連合設立型基金への掛金拠出	146
その他	5
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>306百万円</u>

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	△7百万円
数理計算上の差異	278
合計	<u>271百万円</u>

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	29百万円
未認識数理計算上の差異	281
合計	<u>310百万円</u>

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

①年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次のとおりであります。

株式	23%
債券	47
保険資産（特別勘定）	25
その他	5
合計	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.16%

長期期待運用収益率 3.00%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、107百万円であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
当 期 首 残 高	4,923	7,162	7,162	1,231
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別 途 積 立 金 の 積 立				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－
当 期 末 残 高	4,923	7,162	7,162	1,231

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			
	その他利益剰余金			
	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	18	73,100	6,289	80,638
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△1,522	△1,522
当 期 純 利 益			8,818	8,818
固定資産圧縮積立金の取崩	△4		4	－
別 途 積 立 金 の 積 立		4,700	△4,700	－
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	△4	4,700	2,600	7,295
当 期 末 残 高	13	77,800	8,889	87,933

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△114	92,608	14,299	106,907
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△1,522		△1,522
当 期 純 利 益		8,818		8,818
固定資産圧縮積立金の取崩		－		－
別 途 積 立 金 の 積 立		－		－
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)			△124	△124
当 期 変 動 額 合 計	△0	7,295	△124	7,171
当 期 末 残 高	△115	99,903	14,175	114,079

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

② 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産は、定額法によっております。（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～31年
構築物	10年～20年
車両運搬具	4年
器具及び備品	5年～12年

(2) 無形固定資産は、定額法によっております。（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年～15年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失の計上に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生 of 翌事業年度から処理しております。

なお、当事業年度末において年金資産が退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減算した金額を上回ったため、この差額を前払年金費用として投資その他の資産「その他」に含めて表示しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業（食料品卸売業）における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。

商品の販売に伴う収益は、商品を得意先の指定する物流センターや店舗へ納品した時点で履行義務が充足するものと判断しておりますが、出荷してから納品されるまでの期間が概ね 1 日以内であることを踏まえ、当社の物流センターや仕入先から出荷した時点で収益を認識しております。当該取引については、得意先との契約に基づき受け取る対価の総額により収益を表示しております。

なお、他の当事者が商品を得意先の指定する物流センターや店舗へ納品するように手配する履行義務である場合には、当社の役割が代理人に該当すると判断し、得意先から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	3,902百万円
短期金銭債務	22,784百万円
長期金銭債権	301百万円
長期金銭債務	2,120百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 23,266百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	15,682百万円
仕 入 高	118,341百万円
運 送 費	2,863百万円
その他の営業取引高	1,531百万円
営業取引以外の取引高	2,434百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	33,049	42	－	33,091

（注）自己株式の増加42株は、単元未満株式の買取りであります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰 延 税 金 資 産	
未 払 事 業 税	113百万円
賞 与 引 当 金	343
投 資 有 価 証 券	1,465
関 係 会 社 株 式	16
貸 倒 引 当 金	23
資 産 除 去 債 務	384
その他有価証券評価差額金	44
減 損 損 失	14
そ の 他	910
繰延税金資産小計	3,311百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,510
評価性引当額小計	△1,510百万円
(繰延税金資産合計)	1,801百万円
繰 延 税 金 負 債	
有 形 固 定 資 産	96百万円
前 払 年 金 費 用	599
その他有価証券評価差額金	5,703
(繰延税金負債合計)	6,398百万円
(繰延税金負債純額)	4,597百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の主な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整内容)	
交 際 費 等	0.2
受 取 配 当 金 等	△6.9
住 民 税 均 等 割	0.4
評価性引当額の増減	0.0
税率変更に伴う繰延税金資産及び 繰延税金負債の金額修正	△0.1
税 額 控 除	△1.0
そ の 他	1.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.5%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が150百万円、法人税等調整額が11百万円、それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が162百万円減少しております。

関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社の 名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	伊藤忠 商事(株)	大阪市 北区	253,448	総合商社	直接52.5 間接 0.1	当社の仕入先 役員の兼任 土地・建物の賃借	商品の仕入	113,014	買掛金	20,767
									未収入金 (割戻)	368
							リース債務 の返済	205	リース債務	2,329
							支払利息	44		

- (注) 1. 上記以外に親会社である伊藤忠商事(株)からオペレーティング・リース契約により物流センターの賃借を行っております。
- これに関わるものは次のとおりであります。
- | | |
|----------------|--------------|
| 賃借料 | 322百万円 |
| 差入保証金 | 300百万円 |
| オペレーティング・リース契約 | 未経過リース料 (土地) |
| | 3,298百万円 |
2. 期末残高には消費税等の額を含んでおりますが、取引金額には消費税等の額は含んでおりません。
3. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
- 商品の仕入についての価格等の取引条件は、市場の実勢を参考に協議のうえ決定しております。
- リース契約については、提示された見積りを他社より入手した見積と比較し、協議のうえ決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社の 名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連 会社	ワイ& アイ ホール ディ ングス (同)	東京都 港区	100	投資事業	直接50.0	役員の兼任	貸付資金の 回収	1,197	関係会社 長期貸付金	—
							受取利息	2	未収入金 (利息)	—

- (注) 1. 関係会社長期貸付金は、株式取得に伴う資金の貸付になります。
2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
資金の貸付については、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。
3. 同社は当連結会計年度に解散し清算終了しております。

(3) 同一の親会社を持つ会社等

属性	会社の 名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社 を持つ 会社	伊藤忠 トレ ジャリ ー(株)	東京都 港区	4,250	金融業	—	資金取引	資金の預入	50,849	グループ 預け金	54,200
							受取利息	149	未収入金 (利息)	89

- (注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等
資金の預入については、伊藤忠商事(株)のグループ金融制度を利用したことによるもので、取引条件は市場金利を勘
案した合理的な利率によっております。なお、取引金額は期中平均残高を記載しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 収益認識に関する注記」に記載していることから、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	8,991円84銭
2. 1株当たり当期純利益	695円03銭
※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
・ 損益計算書上の当期純利益	8,818百万円
・ 普通株式に係る当期純利益	8,818百万円
・ 普通株主に帰属しない金額	－百万円
・ 普通株式の期中平均株式数	12,686,929株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。